

中神駅北側地区の住居表示実施に向けた 町区域の新設に関する市民懇談会 会則

第1 設置

昭島市が、中神駅北側の住居表示実施に向け、町名や町割り等の決定に際し、区域内の住民や関係者の意見及び要望を聴取するため、中神駅北側地区の住居表示実施に向けた町区域の新設に関する市民懇談会（以下「市民懇談会」という。）を置く。

第2 役割

市民懇談会は、市長の依頼に基づき、区域内（別紙1 参照）において新設する町の区域及び名称について検討し、その内容を集約して市長に報告する。

第3 組織

- 1 市民懇談会は、20 名以内の会員をもって組織する。
- 2 会員は、次に掲げる者のうちから、当該区域の状況に応じて必要と認められる者を市長が委嘱する。

ア 当該区域及びその周辺に所在する自治会等の代表

イ 当該区域に住所を有する個人又は当該区域に所在する法人等に属する者

第4 会員の任期

会員の任期は、市民懇談会が第2 の規定による報告をしたときまでとする。

第5 会長及び副会長

- 1 市民懇談会に会長及び副会長を置き、会員の互選により定める。
- 2 会長は、市民懇談会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

第6 会議

市民懇談会は、必要に応じ会長が招集する。

第7 守秘義務

市民懇談会の会員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

第8 庶務

市民懇談会の庶務は、市民部市民課において処理する。

第9 委任

第1 から第8 までの規定で定めるもののほか、市民懇談会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

以上

中神駅北側地区 住居表示実施予定区域

